昭和

十七

年二月二十

四日

火

保證責任津ノ井 同 保證責任津ノ井 同 保證責任は予信旧購買販賣利用組合 保證責任津ノ井 同 料品購入票ノ様式左ノ通定ム繊維製品配給消費統制規則第二十條第四項ノ規定ニ依リ業務用衣 扱フ團体左ノ通指定ス機維製品型給消費統制規則第七條ノ規定ニ依リ指定繊維製品ヲ取 ◆鳥取縣告示第九十三號 ◇鳥取縣告示第九十二號 業務用衣科品購入票樣式 昭和十七年二月二十四日 昭和十七年二月二十四日 鳥取縣知事 鳥取縣知事 示 (用紙寸法日本標準規格へ (岩美郡小田村 土 土 肥 肥 米 之 之 本券ノ有効期間、發行ノ日ヨリ十日間トスー本券ノ有効期間、發行ノ日ヨリ十日間トスー本券と引換業務用表料品ヲ讓渡シタルモノへ引き、一本券と引換業務用表料品ヲ讓渡シタルモノへ引き、本券と引換ニ業務用表料品ヲ讓渡シタル者、織の事務を引換ニ業務用表料品ヲ譲渡シタル者、織の事務を引換ニ業務用表料品ヲ譲渡シタル者、織の事務と明確、という。 第 日 業務用衣料品購入票  $\equiv$ 割品 當名 百 割數 受給者 所 氏 名 購入先 住 所 氏 名 昭和 年 月 日發行 - 依ル手續ヲナス/ 纖維製品配給消 引換後遲滯無ク ル コ 鳥 取 縣 ヲ得ズ (裏面注意)

鳥取縣公報

火每 金週

曜日發行

(株日ニ営

Jν

第昭和十十

三 百 十 號七年二月二十四日

第昭

三種 郵 便 物 認可和四年四月十五日

本書ノ大キサハ國定規格45

歲入經常部計

第

項

物

밂

賣

拂

代

五

九五三

第二項

廳

七款

敎

育

費

- 八〇

第

四

款

松

察

費

第二款

國

庫

金

1=1

七六三 三八四

鍊

費

工

勵

六四九 三七八

八五〇

項

前

度

縔

越

金

五 五

第十款

勸

業

二九

100

100 100 六一六 六一六

三人四圓

第五項

商

業

校

費

Δ Δ

第

可

## ◇鳥取縣告示第九十四號

第二項ノ規定ニ依リ指定地區內ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者 ケル額ト看做ス ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於 價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條

昭和十七年二月二十四日

鳥取縣知事

土

肥

米

之

組合ノ名稱及地區

鳥取縣蠶網蠶簇製造販賣業組合

地 島取縣一圓

一 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施地區內ニ於テ藁蠶網及蠶簇ノ製造又ハ販賣ヲ業ト爲ス者一 構成員タル資格 ノ日

(1) 額

品種 規

藁蠶網

實施ノ日

昭和十七年二月二十四日

單位 格販生 運 で で で で で 者

第

本表價格ハ賣主庭先又ハ店先渡價格トス類 三尺五寸 二尺五寸 一枚 八、六 ま 鎹 價者卸 錢格販賣 賣業 價者小 格販賣業

0,11 ノノ糸 モ卷 備考

第

認可ニ附シタル條件

四 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトア

ル

べ

認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揚示スベ

### ◆鳥取縣告示第九十五號

縣歲人歲出追加更正豫算並昭和十七年度鳥取縣歲入歲出追加豫算 昭和十七年二月十六日縣参事會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度鳥取 ノ要領左ノ通

昭和十七年二月二十四日

鳥取縣知事 土 肥 米

之

昭和十六年度鳥取縣歲人歲出追加更正豫算

第二項 配 稅

第二項 八款 议 手 數 渡 金 料

費 下 渡 金

九

款

△印減高

常

及 手 分 與 料 <u>-</u> = 九九〇圓 五六八 五六八 九九〇

第四款 第一項 七款 使 地 經 方 料 三五 三五 - 八〇

一五二、 五 五五六 九〇九 四〇九 五〇〇 第四項 一項 款

一六八、 五〇 第二款 第四項

敎

育

費

八〇〇 五〇〇 五六八

道

費

土木建築監 督

吏

員費

木

=

〇六八圓

歲人臨時部計

第四項

勸

業

費

附

金

金

寄寄

第三款

寄

金

第

項

第五項 第三項

勸 敎 統

金 金 金

九四、

第十一款

會

第十四項 第十三項 第五項

業

勵

七

第四

項

勞務

動

負 事

協

議 業

會

弋 七、

八〇〇 〇七三

三八、

八六六 八 〇 〇 育 計

第

六

項

社

事

業

七

補

助 助金

金

一六

五五八 九〇〇 六五五 **八**〇〇

歲出經常部計

四 Ŧī. 第 第十

74 五〇 \_\_\_\_

款

業

費

八八二

項

商

業 業

校

費

100 七00

費

=:

縣 經

負

費

\_

項

廳

鳥

W

縣

公

報

第

于

Ξ

Tī

+

號

昭和十七年二月廿四日

(第三種 郵便物認可)

鳥

取

公

第 千 Ξ

|   |                   |         |         |                       |                       |                         |                             |               |               | U.L.   |       |          |        |         |                     |           |           |             |           |
|---|-------------------|---------|---------|-----------------------|-----------------------|-------------------------|-----------------------------|---------------|---------------|--------|-------|----------|--------|---------|---------------------|-----------|-----------|-------------|-----------|
|   | 习和上               | 歳出合計    | 歲出臨時部計  | 第一項                   | 第六十九款                 | 第一項                     | 第六十八款                       | 第四項           | 第六十二款         | 第三項    | 第五十三款 | 第七項      | 第四項    | 第一項     | 第三十四款               | 第一項       | 第十二款      | 第一項         | 第十款       |
|   | 召和十七年度鳥取縣歲人歲出追加豫算 |         | H I     | 事業費本年度支出額十六年第二次水害復舊耕地 | 事業費本年度支出額十六年第二次水害復舊耕地 | <b>業費本年度支</b><br>工自作農創設 | <b>發事業費本年度支出額年起工自作農創設未墾</b> | 業費自作農創設未墾地開發事 | 農地造成改 良 事 業 費 | 過年度返納金 | 雜出    | 國民精神總動員費 | 勸業費    | 縣 職 員 費 | 事變                  | 社會教育補 助 費 | 社會教育補 助 費 | 勸業補助費       | 勸 業 補 助 費 |
|   |                   | 一六八、五〇九 | 一二九、六四三 | 四六、二二四                | . 四六、二三四              | 图图(100                  | 图图、100                      | △ 四四、100      | △ 四四、100      | 五、三八四  | 五、三八四 | 一六、五五八   | 一四、六八〇 | 11100   | 三一、五三八              | 100       | 100       | 三二、六四七      | 三二、六四七    |
|   | 第七款               |         | 歳       | 歲入合計                  | 歲入臨時部計                | 第二                      | 第<br>三<br>款                 | 歲人經常部計        | 第六項           | 第九款    | 第二項   | 第一項      | 第七款    | 錢三      | 但シ                  | 第一項       | 第五款       | <b>S</b> ON | 歳         |
| Ĭ | <b>教</b>          | 經       |         |                       |                       | 敎                       | 寄 臨                         |               | 物             | 雑      | 手     | 使        | 使用料    | 錢三厘三毛   | 營業收益稅               | 營業        | 舊法ニ       | 經           |           |
|   | <b>教育</b>         | 經常部     | 出       |                       |                       | 教育費寄附                   | 高 明 帝<br>金                  |               | 物品賣拂代         | 雜收入    | 手數料   | 使用料      |        | 厘三毛     | 但シ營業收益稅豫算金高四百六十圓本稅一 |           | 法         | 常部          | 入         |

第三款 篋出合計 味噌醬油等配給統制規則第二條及第五條ノ規定ニ依リ左ノ通指定 歲出臨時部計 **蔵出經常部計** ◆鳥取縣告示第九十六號 第三項 第七项 第二條ノ規定ニ依リ指定シタル者 款 昭和十七年二月二十四日 敎 臨 ALC: 校訂師與校及八頭高等女學 八頭高等女學校建 設 費 鳥取縣知事 費 费 士 肥 111,11100 t 弋 一、五〇〇 1、五〇〇 三五 八〇〇 八三五 〇三五 〇三五圓 之

配偶者斡旋

彙

報

縣。市町村に結婚相談部設置

課)

者の斡旋をしやうと、縣では直接相談斡旋に當る機關として各市 範聖戦完遂の推進力たらしめることゝなつた。 をも行ひ、傷痍軍人をして再起奉公の志操を固めさせ以て率先垂 せしめ、積極的に好配偶者の斡旋をなすと共に結婚後の接護指導 町村傷痍軍人結婚相談部の指導連絡機闘として縣に「鳥取縣傷痍 町村銃後率公會に「市町村傷痍軍人結婚相談部」を置き、之等市 の勇士に、手となり足となりそして良き相談相手となるべき配偶 へ送還せられ、再び銃後にあつて職域に挺身奉公せんとする傷痍 人結婚相談部」を設置し傷痍軍人に對する結婚の重要性を認識 一身を鴻毛の輕きに比して挺身敢鬪し、不幸敵彈に傷いて內地

げんとする健氣な女性の前途を祝福し、 更に本事業が重要且つ困難なるに鑑み、傷痍軍人に一生涯を捧 併せて傷痍軍人をして再

鳥

収

縣

第五條ノ規定ニ依リ指定シタル者

**坂醬油** 

祉

鳥取味噌統制株式會

社

八 .

當り其の他關係々員を盛儀に列せしめる。

需めに應じて鳥取縣傷痍軍人結婚相談部の係官が司會に

結婚に要する經費は最少限度に止める。

學式は成るべく神社又は會館等の適當な場所を選定し嚴

+

號

昭和十七年二月二十四日

(第三種郵便物認可)

D

严耳

鼎

1

報

第 干

 $\equiv$ 

百

+

號

痍軍人に結婚した婦人には祝賀狀及記念品 以上(見込者を含む)の傷痍軍人に結婚した婦人、本縣在住の傷 起奉公の精神を昻揚せしめるため「結婚獎勵內規」を定め、項症 呈することになつてゐる 上に三十圓以內、四項症以內は十五圓以內とし鏡臺又は額椽を贈 (記念品額は三項症以

ある。 ゐるが、此處に市町村に於ける相談部の要点を記せば次の如くで 及び協調、結婚者に對する慶祝其の他の事業を行ふことになつて 人の家庭成立の重要性に對する認識の普及徹底、關係機關の聯絡 の斡旋及び指導、結婚後の接護及び指導、 右相談部の事業としては希望者の調査、結婚斡旋及び指導擧式 結婚の本義竝に傷痍軍

專任職員一名を置き諸般の事務を掌る。

他有識徳望家の中から斡旋委員若干名を選任する。 右職員の外方面委員、教職員及び宗教家、各種團体長、 其

Ξ 概略次の事項に留意し其の職務に當る。

らしめるやう指導する。 傷痍軍人に好配偶者を斡旋し再起率公の實踐を愈々鞏固な

疾病の種類、程度、又は境遇等に依り親戚、知己、緣故等の力 **にのみ依り難い場合に於ては相談部に於て特に積極的に之が** 斡旋に付ては先づ親戚、知己、緣故等の力に俟つも、傷痍

斡旋をする。

- 3. 涵養に努める。 く認識せしめ、 一般國民特に結婚適齡期の女子青年に對し傷痍軍人を正 進んで傷痍軍人の配偶者たらんとする思想の
- となるやり努める。 常に傷痍軍人の心情を理解し懇切を旨とし親身の相談相手

5

- 書、戸籍膽本等を取纏めて鳥取縣傷痍軍人結婚相談部に聯絡 正を 期すると共に 斡旋の 困難なものは 調査票、寫眞、履歷 活の狀況、家族の狀況本人の希望等)並に相談に當り其の適 教養の程度及び思想の動向、健康の狀況、家庭の職業及び生 をし協力を求める。 び就業狀況、家庭の狀況、本人の希望、女子青年に對しては しては傷病名及び傷病概況、現在の健康狀況、現在の職業及 常に秘密を嚴守し希望者及び適格者の調査(傷痍軍人に對
- を尊重して責任ある醫師の意見に從ふ。 斡旋に付ては特に優生結婚法の精神に遵ひ相互に健康診斷
- 旋斡及び相談等に要す經費は一切徴收しない
- 8 導する。 結婚式を擧げるに至つた場合は特に次の事項に留意して指
- 入籍手續は卽日之を完了する

四 10 内各機關と聯絡の上之に洩れる者のないやう努める。 別に定める規定に依り獎勵品及び記念品を贈呈するを以て部 を保つて萬全を期する。 斡旋に關しては常に各關係機關及び團体相互間に聯絡協調

結婚後の援護指導に努める。

肅且つ簡素を旨とする。

# 本年の前期肥料配給に就て

石

灰

稻

過

燐

酸

石

灰

## 能率的施川に努めよ

### (農 務 課)

特殊化成

肥 肥

料 料

稻稻

高度化成

燐 酸 アルミ

l マス

燐

肥 ナ

桑稻

二號四合肥料

ス號、

九號 六

一號

稻

八%であつて、 期に比し無機質窒素肥料八〇%、燐酸肥料五三%、有機質肥料六 本年の一月 これが配給割當に當つては主要食料重點主義によ 七月の期間に於ける本縣割當統制肥料は、前年同

從つて各市町村農會に於てもこの方針

0

號

(夏肥) (春肥) する。 つてゐるから、各消費者に於ても充分考慮して有効に使用し、最 少の肥料によつて最大の効果を擧げ得るやう特に研究施用を希望 もとに各作物の に割當を行つて消費調整の萬全を期することとな

硫酸アンモ  $\frac{1}{2}$ 作物別配給豫定限月 ニヤ 名 配 給 限 上 月 旬

(三五%)、稻(追肥)、食用作物、稻早植地方食用作物、稻早植地方代(稻の一〇%)、園藝茶種、ラミー麻類、苗菜園跡作麥、馬鈴薯、 五 Ξ

甘露藝食用作物、 雜煙 穀草

月 月

旬

四一五月 \_ 月 下 中 旬

二一五月 두 六月 Ŀ

五一六月 六月

= -六月

四 五月

二一三月

 $\equiv$ 月

(第三種郵便 物認可)

七

(二) 特殊肥料並に臨時配合肥料

Ξ

百

+

號

昭和十七年二月廿四日

(第三種郵便物認可)

ーマス燐肥、燐酸アルミナ、苦汁加里塩等の特殊肥料を配給す 硫安及び過燐酸石灰、加里瘟等の配給の減少に件ひ化成肥料、

ると共に、臨時配合肥料も全面的に改訂(鳥取縣公報第一三〇五 號-二月六日發行-縣告示第六十六號)せられてゐるから、

その成分を考慮して施用せられたい。

効であるから、土質・作物等考慮して適當に施用されたい。 の施用標準を示すと次の如くである。 て肥料不足に對處する爲、石灰を合理的に利用することは最も有 土壤の理學的性質の改善及び土中の不溶解成分の可溶化を圖つ

段當一〇貫程度

稻 桑 段當一五貫—二〇貫 **綠肥、山野草の施用、菜種跡地** (絲肥鋤込には特に施用) 段當一〇貫程度

其他作物 酸性土壌の畑地 一〇貫程度

農 課)

蠶業試驗場男講習生募集

宣戦が 大詔を拜し、 萬民必勝の信念を以て億兆一心職域奉公に

> 者の不足を來したるを以て、蠶業に關する學理技術を授け、農村 邁進する秋、蠶業界は昨秋の時局下食糧增産に處する桑園整理を 恰も聖戰應召と見做して意氣益々軒昂、本年は短纖維へ或は無括 女子部二十名計四十名の講習生を募集することゝなつた。 に女子入學制度新設の必要を認め、來る四月より男子部二十名、 生糸の生産へと新しい用途に向ひ進軍せんとしてゐる。 に於ける蠶業中堅指導者養成のため、新に蠶業試驗場蠶業講習部 然るに各種産業に對する農村青少年の進出は、農村に蠶業指導

充分

民科、普通學科、教練科(男)体操科(女)家庭科(女)職業科 等を教授及び訓練せしめることになつてゐる。 教授及び訓練期間は男子部、女子部共一ヶ年で、此の間修身公

蠶業試驗場に提出すれば宜い。 推薦を受けること)。 日までに入學願書に履歴書を添へて東伯郡日下村大字上非鳥取縣 と同等以上の學力を有する者であつて、希望者は來る三月三十一 入學資格は年齡滿十四歲以上にして國民學校高等科卒業又は之 (推薦に依るものは願書の餘白に

黑坂各支所及び出張所に於て口頭試問が行はれることになつてゐ るが、市町村長、國民學校長、青年學校長等の推薦に依るものは 選拔考査は四月四日蠶業試驗場、蠶業取締所鳥取、郡家、米子

賄費月十圓內外となつてゐて、授業料は不要で月手當三圓を支給 されることになつてゐる。 許利中の所要經費は皆籍費約六圓、實套用具費約四圓、寄宿舍 右ハ昭和十六年八月十六日ヨリ行旅病人トシテ收容救護中一月十 右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度 九日病死シタルモ前記ノ通身元不詳ニ依リ假埋葬ス

てゐる。尚ほ詳細は直接蠶業試驗場に照會せられたい。 て各製糸工場、蠶業團体方面より今から其の卒業生に期待をかけ 因に女子部新設は女子に最も適したる蠶業指導者養成たるを以

本籍並ニ住所 不 眀

目稱 毛利

氏 凊

人相特徵 身長五尺三寸位 體格中肉

齝 推定 四十歲

分刈其ノ他普通 一見漁師態ナリ 面長ノ方 頭髮五

遺留品ナシ

死亡 場 肵

死亡年月日

假埋 葬

帶廣市伏吉共同墓地

帶廣市長代理助役

肌着トシテ繼當シタル白木綿閉襟シヤツ、

衣

色ノ木綿乘馬ズボン、木綿縞ノ判天、破レ細布

帶廣市西三條北二丁目帶廣行旅病舍內 昭和十六年十二月十九日午前六時

取

死 亡

鳥取縣八頭郡池田村長

死亡ノ日時及狀態 昭和十六年十二月五日遍路変ノ老人若

櫻方面ヨリ來リ疲勞衰弱ノ極六日午前二時腦溢血症狀ニ

テ死亡

本籍住所氏名

年齡性 別 推定五十八歳位

人 顔稍長ク 色白キ方 頭髮鬚髯薄ク白髮ヲ交

へ前額部禿上レリ 身幹四尺八寸

死 因 腦溢血

國防

上着ラシヤ黑厚司 下着木綿縱橫縞單衣

木

着

綿黒縦縞單衣白木綿シヤツ 帶人絹黑色兵兒帶

遍路笠一枚 現金紙幣七圓銅アルミ貨一圓四

所

持品

十三錢

番地ニ於テ死亡寫眞指絞撮影ノ上假埋葬ニ付 右ノ者昭和十六年十二月六日鳥取縣八頭郡池田村大字落折四十一

皀

取

縣

公

報

第 千 三 百 十 號 昭和十七年二月二十四日 (第三種郵便物認可)

0

右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度 昭和十七年二月二十四日發行昭和十七年二月二十四日印刷 右公 死亡ノ日時及狀態 携帶品、現金一錢 一一月十八日午後零時三十分頃發見四鄉村大字鹿海字圓防 (1)行 省線山田驛ヨリ二見ヶ浦ニ向フ途中度會郡四鄉村池內汐 合川橋ニ差カ、リタル際列車ヨリ飛下リ自殺ヲ逐ケタル モノ、如シ た佐用奈良田中」トアリ 遺書紙片ニ「皆々樣何かといろ. 薄色毛絲アンダ襯衣コツトン襯衣 旅 列車ョリ飛下リ自殺 紺無地多脊廣服上下 五尺三寸位稍瘦型色白ニテ面長稍奧眼 死 クローム側腕卷時計一個 珠數一個 昭和十六年十一月十七日午後九時頃推 年齡推定三十歲位 茶色ネルワイシヤツ ネクタイ と御世話になりまし 靴下 小 日日 合鬪 △蒙 右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度 △ ア 日 ソ 美 共同墓地ニ假埋葬ス 本 本 エ 噩 \$ 昆 工 つ ピ ◎文部省推薦一 漫 ト通信 義 蟲 藝 ャ 記 史 紀行 手 72 別出書店競行 - 双山書店競行 - 双山書店競行 - 東山政男著 で 三笠書房發行 昭一六・九・一五 瀬岡忠成著 三光 社 發 行 定船一六十〇十二〇 田一六十〇十二〇 田河原魁一郎著 朝日新聞社發行昭一六・一〇・一二大町文衞著記 河出書房發行昭一六・九・三〇 般圖書 刷 所 鳥 取 刑 務鳥取縣氣高郡大正村大字古海行 者 鳥 収 高津彦次著 定 B 大價判 定 B 六 價判 定 B 六 價判 定規 個 個 外 判 定 B 六 價判 定 B 六 價判 定 B 六 價判 市 二圓八十錢 三圓八十錢 二圓六十錢 一圓五十錢二六 七 頁 三 二圓五十錢四三 〇 頁 -二〇九 圓頁 24 支 圓頁 所